

I 測定の概要

1 測定期間

令和7年4月から令和8年3月

2 測定地点

河川・・・88水域（78河川）93地点

湖沼・・・5水域（5湖沼）12地点

海域・・・22水域（3海域）22地点

合計115水域 127地点

（別表1、別表2及び別図のとおり）

3 測定項目

(1) 一般項目（13項目）

採取時刻、採取位置、採取水深、天候、流況、臭気、色相、気温、水温、流量、全水深、透明度、透視度

(2) 生活環境項目（13項目）

水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）、底層溶存酸素（底層DO）

(3) 健康項目（27項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(4) 特殊項目（5項目）

フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム

(5) 要監視項目 (32項目)

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン (MEP)、イソプロチオラン、オキシシン銅、クロロタロニル (TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロルボス (DDVP)、フェノブカルブ (BPMC)、イプロベンホス (IBP)、クロルニトロフェン (CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール、PFOS及びPFOA

(6) その他の項目 (10項目)

アンモニア性窒素、有機性窒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、オルトリン酸性りん、TOC、塩化物イオン、陰イオン界面活性剤、クロロフィル a、トリハロメタン生成能

4 測定頻度

1日1回 (年間1回～12回)

5 測定機関

国土交通省常陸河川国道事務所

〃 霞ヶ浦河川事務所

〃 下館河川事務所

〃 利根川上流河川事務所

〃 利根川下流河川事務所

茨城県

水戸市

古河市

笠間市

つくば市

ひたちなか市

筑西市

6 測定方法

別表3のとおり

別表 1 測定地点総括表

(水域別)

水域区分		測定 水域数	測定 地点数	生活環境項目				健 康 項 目				特 殊 項 目				要監視項目				その他の項目			
				環境 基準点	補助 地点	その他 の地点	計	環境 基準点	補助 地点	その他 の地点	計	環境 基準点	補助 地点	その他 の地点	計	環境 基準点	補助 地点	その他 の地点	計	環境 基準点	補助 地点	その他 の地点	計
河 川		97	138 (83)	93 (59)	36 (15)	9 (8)	138 (82)	87 (54)	16 (2)	1 (0)	104 (56)	57 (29)	11 (2)	— (31)	68 (16)	26 (0)	1 (0)	— (16)	27 (16)	43 (20)	12 (1)	1 (0)	56 (21)
湖 沼	澗 沼	1	3 (3)	3 (3)	—	—	3 (3)	3 (3)	—	—	3 (3)	1 (1)	—	—	1 (1)	0 (0)	—	—	0 (0)	3 (3)	—	—	3 (3)
	牛久沼	1	1 (1)	1 (1)	—	—	1 (1)	1 (1)	—	—	1 (1)	1 (1)	—	—	1 (1)	0 (0)	—	—	0 (0)	1 (1)	—	—	1 (1)
	霞ヶ浦	1	12 (4)	4 (0)	8 (4)	—	12 (4)	4 (0)	4 (0)	—	8 (0)	2 (0)	1 (0)	—	3 (0)	2 (0)	1 (0)	—	3 (0)	4 (0)	4 (0)	—	8 (0)
	北 浦	1	5 (2)	2 (0)	3 (2)	—	5 (2)	2 (0)	1 (0)	—	3 (0)	1 (0)	—	—	1 (0)	1 (0)	—	—	1 (0)	2 (0)	1 (0)	—	3 (0)
	常陸利根川	1	4 (0)	2 (0)	2 (0)	—	4 (0)	2 (0)	2 (0)	—	4 (0)	—	—	—	—	1 (0)	—	—	1 (0)	2 (0)	2 (0)	—	4 (0)
	小 計	5	25 (10)	12 (4)	13 (6)	—	25 (10)	12 (4)	7 (0)	—	19 (4)	5 (2)	1 (0)	—	6 (2)	4 (0)	1 (0)	—	5 (0)	12 (4)	7 (0)	—	19 (4)
海 域	常磐地先	11	11 (11)	11 (11)	—	—	11 (11)	2 (2)	—	—	2 (2)	—	—	—	—	—	—	—	—	0 (0)	—	—	0 (0)
	県央地先	6	12 (12)	6 (6)	6 (6)	—	12 (12)	2 (2)	—	—	2 (2)	—	—	—	—	—	—	—	—	0 (0)	—	—	0 (0)
	鹿島灘	5	7 (7)	5 (5)	2 (2)	—	7 (7)	3 (3)	—	—	3 (3)	3 (3)	—	—	3 (3)	—	—	—	—	0 (0)	—	—	0 (0)
	小 計	22	30 (30)	22 (22)	8 (8)	—	30 (30)	7 (7)	—	—	7 (7)	3 (3)	—	—	3 (3)	—	—	—	—	0 (0)	—	—	0 (0)
合 計		124	193 (123)	127 (85)	57 (29)	9 (8)	193 (122)	106 (65)	23 (2)	1 (0)	130 (67)	65 (34)	12 (2)	— (36)	77 (16)	30 (0)	2 (0)	— (16)	32 (16)	55 (24)	19 (1)	1 (0)	75 (25)

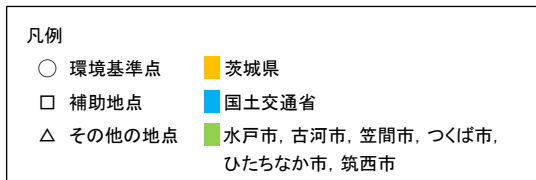
() は茨城県が実施する測定地点数

測定地点等一覧(別表2)

番号	水系名	水城名	地点番号	基準点	地点名	類型(BOD, COD等)	総測定回数	一般・生活環境項目	健康項目	特殊項目	要監視項目	その他	測定機関名
1	多賀水系	里根川(1)	114-01	基準	山小屋橋	AA-イ	12	○					茨城県
2		里根川(2)	115-01	基準	村山橋	A-ロ	12	○	○	○			茨城県
3		里根川(2)	115-51	補助	大津橋	A-ロ	6	○					茨城県
4		江戸上川	116-01	基準	第一神岡橋	A-ロ	12	○	○	○		○	茨城県
5		大北川(1)	117-01	基準	栄橋	AA-ロ	12	○					茨城県
6		大北川(2)	118-01	基準	境橋	A-イ	12	○					茨城県
7		大北川(2)	118-51	補助	大北川河口	A-イ	6	○	○	○		○	茨城県
8		花園川(1)	119-01	基準	倉部石	AA-イ	12	○					茨城県
9		花園川(2)	120-01	基準	磯馴橋	A-イ	12	○	○	○			茨城県
10		塩田川	121-01	基準	新橋	B-イ	12	○	○	○			茨城県
11		関根川	122-01	基準	羽田橋	A-ロ	12	○	○	○			茨城県
12		関根前川(1)	123-01	基準	滝の脇堰	AA-イ	12	○	○				茨城県
13		花貫川(1)	124-01	基準	鳥曾根橋	AA-ロ	12	○	○				茨城県
14		花貫川(2)	125-01	基準	新花貫橋	A-ロ	12	○	○	○			茨城県
15		花貫川(2)	125-51	補助	稲村橋	A-ロ	6	○					茨城県
16		十王川	126-01	基準	川尻堰	A-ロ	12	○	○	○			茨城県
17	新川水系	宮田川	127-01	基準	宮田川橋	B-イ	12	○	○	○			茨城県
18		新川	045-01	基準	大江橋	C-イ	12	○					ひたちなか市
19	久慈川水系	新川	045-51	補助	新川橋	C-イ	6	○	○	○			茨城県
20		久慈川	083-01	基準	山方	A-イ	12	○	○	○		○	常陸河川国道
21		久慈川	083-51	補助	富岡橋	A-イ	12	○	○			○	常陸河川国道
22		久慈川	083-02	基準	櫛橋	A-イ	12	○	○	○	○	○	常陸河川国道
23		八溝川	091-01	基準	万年橋	A-イ	12	○	○		○		茨城県
24		押川	090-01	基準	押川橋	A-イ	12	○	○		○		茨城県
25		滝川	089-01	基準	小磯橋	B-イ	12	○	○		○		茨城県
26		玉川	088-01	基準	下玉川橋	B-ロ	12	○	○				茨城県
27		浅川	087-01	基準	浅川橋	B-イ	12	○	○				茨城県
28		山田川	086-01	基準	東橋	A-イ	12	○	○	○		○	常陸河川国道
29		里川	085-01	基準	新落合橋	A-イ	12	○	○	○		○	常陸河川国道
30		茂宮川	084-01	基準	大橋	C-イ	12	○	○	○			茨城県
31		那珂川(2)	039-51	補助	新那珂川橋	A-イ	6	○					茨城県
32		那珂川(2)	039-01	基準	野口	A-イ	12	○	○	○	○	○	常陸河川国道
33		那珂川(2)	039-02	基準	下国井	A-イ	12	○	○	○		○	常陸河川国道
34		那珂川(3)	040-01	基準	勝田橋	A-ロ	12	○	○	○	○	○	常陸河川国道
35		那珂川(3)	040-51	補助	海門橋	A-ロ	12	○	○			○	常陸河川国道
36	那珂川水系	緒川	094-01	基準	緒川橋	A-イ	12	○	○				茨城県
37		藤井川	092-01	基準	上合橋	A-イ	12	○	○	○		○	常陸河川国道
38		塩子川	093-01	基準	磯崎橋	AA-ハ	12	○	○	○			茨城県
39		早戸川(1)	049-01	基準	睦橋	B-ロ	12	○	○				ひたちなか市
40		早戸川(2)	050-01	基準	小高橋(浄水場下)	C-ロ	12	○	○	○		○	ひたちなか市
41		桜川	128-52	補助	沢渡川堰廻橋	C-ロ	6	○	○				水戸市
42		桜川	128-53	補助	逆川駅南出合橋	C-ロ	6	○	○				水戸市
43		桜川	128-01	基準	駅南小橋	C-ロ	12	○	○	○		○	常陸河川国道
44		桜川	128-51	補助	勝手橋	C-ロ	12	○	○			○	常陸河川国道
45		中丸川	046-54	補助	大川救農橋	C-ハ	6	○	○				ひたちなか市
46		中丸川	046-55	補助	本郷川本郷橋	C-ハ	6	○					ひたちなか市
47		中丸川	046-01	基準	柳沢橋	C-ハ	12	○	○	○			ひたちなか市
48		澗沼川(1)	067-51	補助	安戸橋	A-ロ	6	○					笠間市
49		澗沼川(1)	067-01	基準	高橋	A-ロ	12	○	○	○			茨城県
50		澗沼川(2)	068-01	基準	澗沼橋	B-イ	12	○	○	○		○	常陸河川国道
51		澗沼前川	072-01	基準	長岡橋	B-ロ	12	○	○				茨城県
52	利根川水系(本川)	寛政川	071-01	基準	寛政橋	A-ハ	12	○	○		○	○	茨城県
53		大谷川	070-01	基準	大谷橋	B-イ	12	○	○		○	○	茨城県
54		石川川	069-02	基準	入野橋	A-ハ	12	○	○	○			水戸市
55		利根川中流	001-01	基準	栗橋	A-イ	12	○	○	○		○	利根上流河川
56		利根川下流	041-51	補助	芽吹橋	A-イ	12	○	○	○		○	利根下流河川
57		利根川下流	041-52	補助	取手	A-イ	12	○	○	○		○	利根下流河川
58		利根川下流	041-01	基準	布川	A-イ	12	○	○	○	○	○	利根下流河川
59		利根川下流	041-53	補助	須賀	A-イ	12	○	○	○		○	利根下流河川
60		利根川下流	041-54	補助	金江津	A-イ	12	○	○	○		○	利根下流河川
61		利根川下流	041-02	基準	佐原	A-イ	12	○	○	○	○	○	利根下流河川
62		利根川下流	041-55	補助	河口堰	A-イ	12	○	○	○	○	○	利根下流河川
63		利根川下流	041-56	補助	銚子大橋	A-イ	12	○	○	○		○	利根下流河川
64		渡良瀬川(4)	042-01	基準	三国橋	B-ロ	12	○	○	○	○	○	利根上流河川
65		権現堂川	215-01	その他	舟渡橋	-	6	○					茨城県
66		向堀川	103-01	基準	砂井橋	D-ハ	12	○	○	○			古河市
67		磯川	102-01	基準	水海橋	D-ハ	12	○	○	○			古河市
68	利根川水系(他の支流)	下大野水路	101-01	基準	日下部橋	D-イ	12	○	○	○			古河市
69		宮戸川	100-51	補助	水神橋	C-イ	6	○					古河市
70		宮戸川	100-01	基準	宮戸川橋	C-イ	12	○	○	○		○	茨城県
71		大川	099-01	基準	大和田橋	C-ハ	12	○	○	○			古河市
72		鵜戸川	098-01	基準	片神辺橋	B-ハ	12	○	○			○	茨城県
73		飯沼川	095-01	基準	馬洗橋	B-ハ	12	○	○			○	茨城県
74		飯沼川	095-02	基準	菅生沼湖心	B-ハ	12	○	○	○		○	茨城県
75		西仁連川	097-01	基準	尾崎橋	B-ハ	12	○	○				古河市
76		西仁連川	097-51	補助	馬内橋	B-ハ	6	○					茨城県
77		東仁連川	096-01	基準	豊神橋	C-イ	12	○	○			○	茨城県
78		鬼怒川(2)	043-01	基準	新川島橋	A-イ	12	○	○	○	○	○	下館河川
79		鬼怒川(3)	044-51	補助	平方	A-ロ	6	○	○	○		○	下館河川
80		利根川水系(鬼怒川水系)	044-52	補助	豊水橋	A-ロ	6	○					下館河川
81		鬼怒川(3)	044-01	基準	滝下橋	A-ロ	12	○	○	○	○	○	下館河川
82		田川	052-01	基準	田川橋	B-ハ	12	○	○	○		○	茨城県
83		吉田用水	210-01	その他	間中橋	-	6	○					茨城県
84	利根川水系(小貝川水系)	小貝川	104-51	補助	加草橋	A-ハ	6	○					茨城県
85		小貝川	104-52	補助	養蚕橋	A-ハ	6	○		○			下館河川
86		小貝川	104-01	基準	黒子橋	A-ハ	12	○	○	○	○	○	下館河川
87		小貝川	104-53	補助	豊原橋	A-ハ	6	○					下館河川
88		小貝川	104-54	補助	川又橋	A-ハ	6	○		○			下館河川
89		小貝川	104-02	基準	文巻橋	A-ハ	12	○	○	○	○	○	下館河川
90		小貝川	104-55	補助	中郷	A-ハ	12	○	○	○		○	利根下流河川

番号	水 系 名	水 域 名	地点番号	基準点	地点名	類型 (BOD, COD等)	総測定回数	一般・生活汚染項目	健康項目	特殊項目	要監視項目	その他	測 定 名
91	利根川水系 (小貝川水系)	五行川	113-01	基準	下岡橋	A-ハ	12	○	○	○			筑西市
92		大谷川	112-01	基準	西方上の橋	C-イ	12	○	○	○			筑西市
93		糸織川	111-01	基準	寿久橋	C-ハ	12	○	○	○	○	○	茨城県
94		八間堀川	110-01	基準	石洗橋	C-イ	12	○	○		○		茨城県
95		中通川	109-01	基準	伊丹神橋	B-ハ	12	○	○		○		茨城県
96		谷田川(1)	105-02	基準	丸山橋	B-ハ	12	○	○		○	○	つくば市
97		谷田川(2)	106-01	基準	牛久沼出口	A-ハ	12	○					茨城県
98		西谷田川	108-01	基準	境松橋	B-イ	12	○	○			○	つくば市
99		稲荷川	107-01	基準	小菱橋	B-イ	12	○	○			○	つくば市
100		横利根川	212-01	その他	八筋川	—	12	○	○			○	霞ヶ浦河川
101	利根川水系 (霞ヶ浦流入河川)	新利根川	064-51	補助	堂前橋	A-ロ	6	○					茨城県
102		新利根川	064-01	基準	新利根橋	A-ロ	12	○	○	○			茨城県
103		小野川	065-02	基準	奥原大橋	A-ロ	12	○	○	○		○	茨城県
104		小野川	065-53	補助	高田橋	A-ロ	6	○					茨城県
105		乙戸川	205-01	その他	肅正橋	—	6	○					茨城県
106		高橋川	213-01	その他	高橋	—	6	○					茨城県
107		清明川	053-01	基準	勝橋	A-ハ	12	○	○	○		○	茨城県
108		花室川	054-02	基準	親和橋	A-ハ	12	○	○	○			茨城県
109		備前川	057-02	基準	備前川橋	A-ハ	12	○	○	○			茨城県
110		桜川	055-51	補助	亀熊大橋	A-ロ	6	○					茨城県
111		桜川	055-02	基準	栄利橋	A-ロ	12	○	○	○		○	つくば市
112		桜川	055-54	補助	銭亀橋	A-ロ	6	○					茨城県
113		新川	056-01	基準	神天橋	A-ハ	12	○	○	○			茨城県
114		境川	058-01	基準	国道354境橋	A-ハ	12	○	○	○			茨城県
115		川尻川	206-02	その他	大正橋	—	6	○					茨城県
116		一の瀬川	066-02	基準	川中橋	A-ハ	12	○	○	○	○		茨城県
117		菱木川	059-02	基準	菱木橋	A-ハ	12	○	○	○	○		茨城県
118		恋瀬川	060-51	補助	五輪堂橋	A-ハ	6	○					茨城県
119		恋瀬川	060-01	基準	平和橋	A-ハ	12	○	○	○	○	○	茨城県
120		天の川	207-02	その他	新治橋	—	6	○					茨城県
121		山王川	061-01	基準	所橋	A-ハ	12	○	○	○			茨城県
122		中台用排水路	214-01	その他	川中子橋	—	6	○					茨城県
123	利根川水系 (北浦流入河川)	園部川	062-51	補助	大谷橋	A-ハ	6	○					茨城県
124		園部川	062-01	基準	園部新橋	A-ハ	12	○	○	○		○	茨城県
125		梶無川	063-02	基準	上宿橋	A-ハ	12	○	○		○	○	茨城県
126		城下川	208-01	その他	鯉千足橋	—	6	○					茨城県
127		雁通川	078-02	基準	JA横橋	A-ハ	12	○	○				茨城県
128		蔵川	077-01	基準	蔵川橋	A-ハ	12	○	○			○	茨城県
129		山田川	076-02	基準	荷下橋	A-ロ	12	○	○			○	茨城県
130		武田川	075-02	基準	内宿大橋	A-ロ	12	○	○			○	茨城県
131		巴川	074-51	補助	巴橋	A-ハ	6	○					茨城県
132		巴川	074-02	基準	新巴川橋	A-ハ	12	○	○	○		○	茨城県
133	利根川水系 (常陸利根川流入河川)	鉾田川	073-01	基準	旭橋	A-ハ	12	○	○			○	茨城県
134		大洋川	080-01	基準	田塚橋	A-ロ	12	○	○		○		茨城県
135		流川	079-01	基準	須保居橋	A-ハ	12	○	○		○		茨城県
136		夜越川	081-02	基準	堀の内橋	A-ハ	12	○	○				茨城県
137		夜越川	081-53	補助	新東栄橋	A-ハ	6	○					茨城県
138		前川	082-01	基準	あやめ橋	A-ハ	12	○	○	○			茨城県
139		涸沼	504-03	基準	親沢	湖B-二	12	○	○			○	茨城県
140		涸沼	504-02	基準	宮前	湖B-二	12	○	○	○		○	茨城県
141		涸沼	504-01	基準	広浦	湖B-二	12	○	○			○	茨城県
142		霞ヶ浦	501-56	補助	土浦沖	湖A-ハ	12	○					茨城県
143	利根川水系 (湖沼)	霞ヶ浦	501-57	補助	水道事務所沖	湖A-ハ	12	○					茨城県
144		霞ヶ浦	501-01	基準	掛馬沖	湖A-ハ	12	○	○	○	○	○	霞ヶ浦河川
145		霞ヶ浦	501-52	補助	木原沖	湖A-ハ	12	○	○				霞ヶ浦河川
146		霞ヶ浦	501-53	補助	牛込沖	湖A-ハ	12	○	○			○	霞ヶ浦河川
147		霞ヶ浦	501-55	補助	山王川沖	湖A-ハ	12	○					茨城県
148		霞ヶ浦	501-51	補助	高崎沖	湖A-ハ	12	○	○	○	○	○	霞ヶ浦河川
149		霞ヶ浦	501-02	基準	玉造沖	湖A-ハ	12	○	○			○	霞ヶ浦河川
150		霞ヶ浦	501-03	基準	湖心	湖A-ハ	12	○	○	○	○	○	霞ヶ浦河川
151		霞ヶ浦	501-58	補助	小野川沖	湖A-ハ	12	○					茨城県
152		霞ヶ浦	501-54	補助	西の洲沖	湖A-ハ	12	○	○			○	霞ヶ浦河川
153	常陸利根川 流入河川	霞ヶ浦	501-04	基準	麻生沖	湖A-ハ	12	○	○			○	霞ヶ浦河川
154		北浦	502-52	補助	巴川沖	湖A-ハ	12	○					茨城県
155		北浦	502-51	補助	武井沖	湖A-ハ	12	○	○			○	霞ヶ浦河川
156		北浦	502-01	基準	釜谷沖	湖A-ハ	12	○	○	○	○	○	霞ヶ浦河川
157		北浦	502-53	補助	鹿島水道沖	湖A-ハ	12	○					茨城県
158		北浦	502-02	基準	神宮橋	湖A-ハ	12	○	○			○	霞ヶ浦河川
159		常陸利根川	503-51	補助	潮来	湖A-ハ	12	○	○			○	霞ヶ浦河川
160		常陸利根川	503-01	基準	外浪逆浦	湖A-ハ	12	○	○			○	霞ヶ浦河川
161		常陸利根川	503-02	基準	息橋	湖A-ハ	12	○	○		○	○	霞ヶ浦河川
162		常陸利根川	503-52	補助	波崎	湖A-ハ	12	○	○			○	霞ヶ浦河川
163	常磐地先水域	牛久沼	505-01	基準	牛久沼湖心	湖B-二	12	○	○	○		○	茨城県
164		平潟漁港	608-01	基準	平潟漁港	海B-ハ	12	○					茨城県
165		大津漁港	609-01	基準	大津漁港	海B-イ	12	○					茨城県
166		大津漁港南部	610-01	基準	大津漁港西	海B-イ	12	○					茨城県
167		炭鉱排水口地先	615-01	基準	塩田川沖	海B-イ	12	○					茨城県
168		花貫川河口地先	616-01	基準	花貫川沖	海B-ハ	12	○					茨城県
169		川尻港	611-01	基準	川尻港	海B-イ	12	○					茨城県
170		常磐地先海域	618-01	基準	川尻港沖	海A-イ	12	○	○				茨城県
171		会瀬漁港	612-01	基準	会瀬漁港	海B-イ	12	○					茨城県
172		泉川河口地先	617-01	基準	泉川沖	海B-イ	12	○					茨城県
173	県央地先水域	久慈漁港	613-01	基準	久慈漁港	海B-ハ	12	○					茨城県
174		日立港	614-01	基準	日立港	海B-イ	12	○	○				茨城県
175		県央地先海域	619-51	補助	東海沖	海A-イ	6	○					茨城県
176		県央地先海域	619-52	補助	常陸那珂港東	海A-イ	6	○					茨城県
177		県央地先海域	619-53	補助	阿字ヶ浦沖	海A-イ	6	○					茨城県
178		県央地先海域	619-54	補助	那珂川沖	海A-イ	6	○					茨城県
179		県央地先海域	619-01	基準	大洗沖	海A-イ	12	○	○				茨城県
180		県央地先海域	619-55	補助	鉾田沖	海A-イ	6	○					茨城県
181		常陸那珂港	620-01	基準	中央心頭沖	海B-イ	12	○	○				茨城県
182		常陸那珂港	620-51	補助	南心頭沖	海B-イ	6	○					茨城県
183	那珂湊漁港平磯地区	磯崎漁港	621-01	基準	磯崎漁港	海B-イ	12	○					茨城県
184		那珂湊漁港平磯地区	622-01	基準	那珂湊漁港平	海B-イ	12	○					茨城県
185		那珂湊漁港	623-01	基準	那珂湊漁港	海B-ロ	12	○					茨城県
186		大洗港	624-01	基準	大洗港	海B-イ	12	○					茨城県
187		鹿島港内	601-51	補助	南航路入口	海C-イ	6	○					茨城県
188		鹿島港内	601-01	基準	中央航路	海C-イ	12	○	○	○			茨城県
189		港湾北部	605-51	補助	粟生浜沖2	海B-イ	6	○					茨城県
190		港湾北部	605-01	基準	粟生浜沖1	海B-イ	12	○					茨城県
191		深芝沖	603-01	基準	東電沖1	海C-イ	12	○	○	○			茨城県
192		鹿島灘海域	607-01	基準	東電沖2	海A-イ	12	○	○	○			茨城県
193	鹿島灘水域	港湾南部	606-01	基準	知手浜沖	海B-イ	12	○					茨城県

全体図

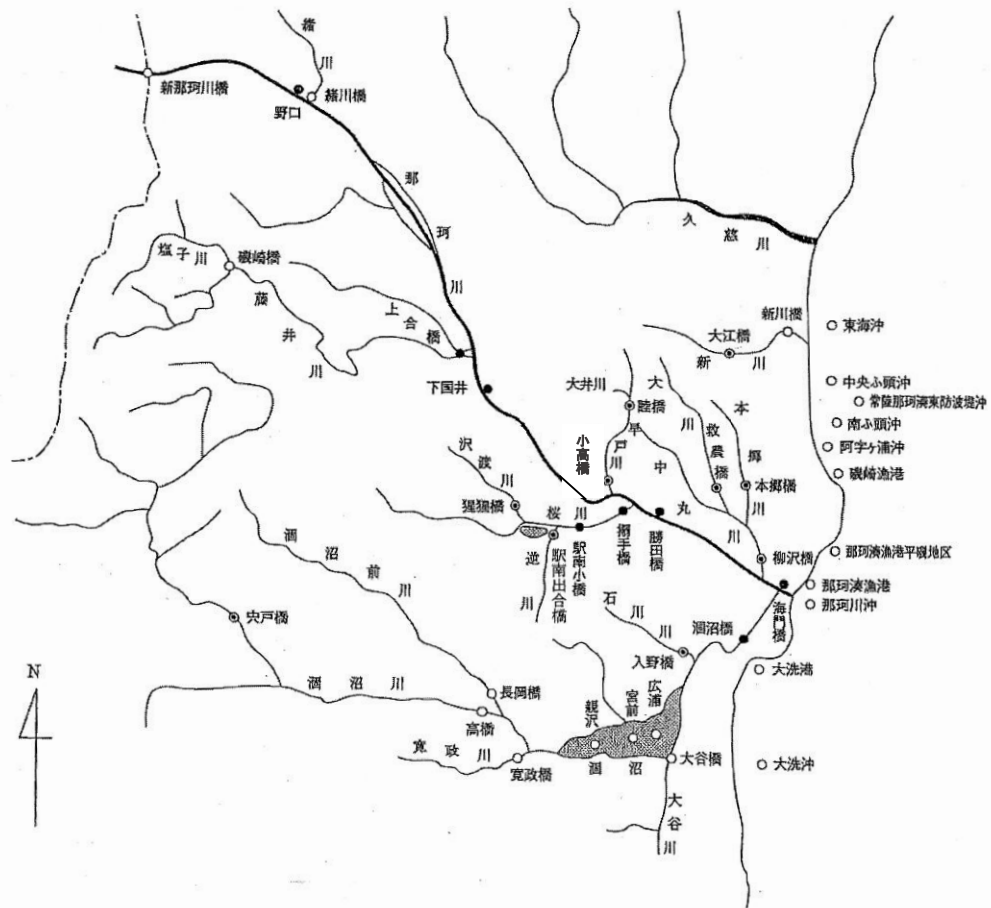


多賀水系
久慈川水系
常盤地先水域



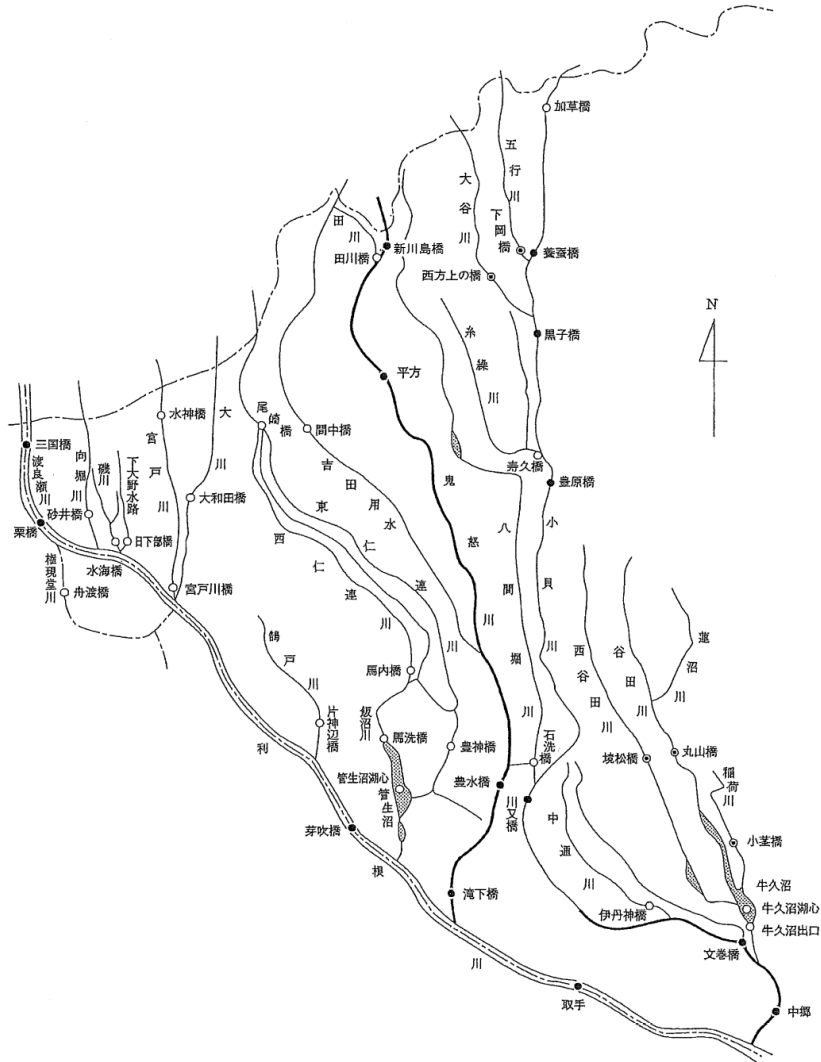
水系別 (2)

那珂川水系
県央地先水域



水系別 (3)

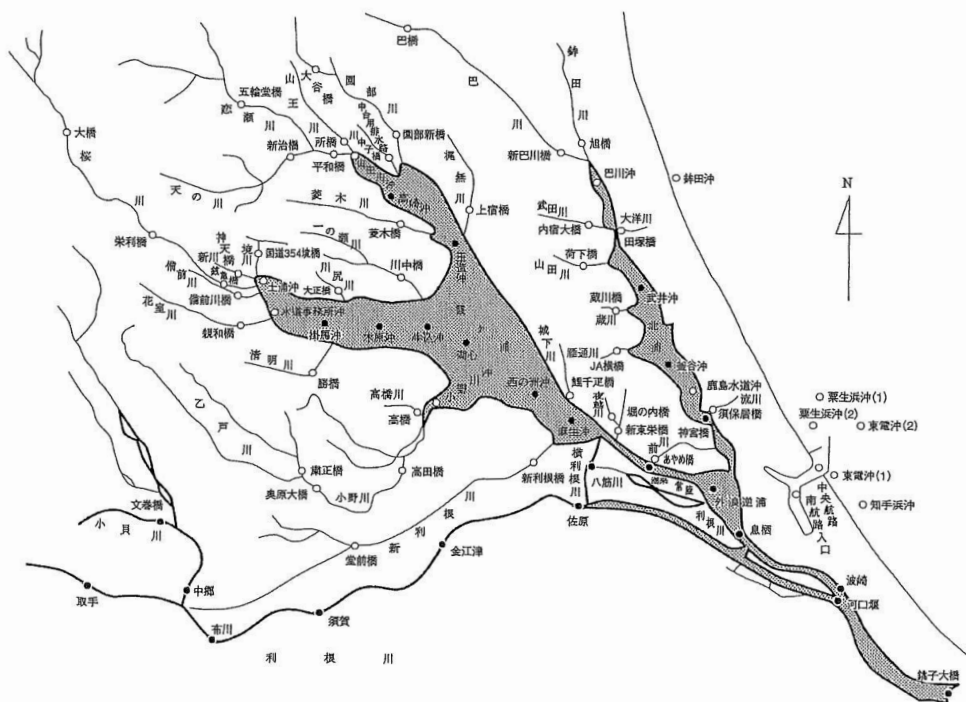
利根川水系



※鬼怒川2の環境基準点を「川島橋」から「新川島橋」に変更する。

水系別 (4)

利根川水系
鹿島灘水域



別表3 測定方法

測定項目		報告下限値 (mg/L)	測定方法	備考
生活環境項目	pH	—	日本産業規格(以下「規格」という)K0102 12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	昭和46年環境庁告示第59号
	DO	0.5	規格K0102 32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	〃
	BOD	0.5	規格K0102 21に定める方法	〃
	COD	0.5	規格K0102 17に定める方法	〃
	SS	1	付表9に掲げる方法	〃
	大腸菌数	1(CFU/100mL)	付表に掲げる方法	〃
	n-ヘキサン抽出物質	0.5	付表14に掲げる方法	〃
	全窒素	0.05	規格K0102 45.2、45.3、45.4又は45.6に定める方法	〃
	全りん	0.003	規格K0102 46.3に定める方法	〃
	全亜鉛	0.001	規格K0102 53に定める方法	〃
	ノニルフェノール	0.00006	付表11に掲げる方法	〃
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	0.0006	付表12に掲げる方法	〃
	底層DO	0.5	規格K0102 32に定める方法又は付表13に掲げる方法	〃
健康項目	カドミウム	0.0003	規格K0102 55.2、55.3又は55.4に定める方法	昭和46年環境庁告示第59号
	全シアン	0.1	規格K0102 38.1.2(規格38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、38.1.2及び38.3に定める方法、又は38.1.2及び38.5に定める方法又は付表1に掲げる方法	〃
	鉛	0.001	規格K0102 54に定める方法	〃
	六価クロム	0.005	規格K0102 65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)	〃
	砒素	0.001	規格K0102 61.2、61.3又は61.4に定める方法	〃
	総水銀	0.0005	付表2に掲げる方法	〃
	アルキル水銀	0.0005	付表3に掲げる方法	〃
	PCB	0.0005	付表4に掲げる方法	〃
	ジクロロメタン	0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	〃
	四塩化炭素	0.0002	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	〃
	1, 2-ジクロロエタン	0.0004	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	〃
	1, 1-ジクロロエチレン	0.01	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	〃
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.004	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	〃
	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	〃
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.0006	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	〃
	トリクロロエチレン	0.01	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	〃
	テトラクロロエチレン	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	〃
	1, 3-ジクロロプロペン	0.0002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	〃
	チウラム	0.0006	付表5に掲げる方法	〃
	シマジン	0.0003	付表6の第1又は第2に掲げる方法	〃
	チオベンカルブ	0.002	付表6の第1又は第2に掲げる方法	〃
	ベンゼン	0.001	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	〃
	セレン	0.002	規格K0102 67.2、67.3又は67.4に定める方法	〃
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02	硝酸性窒素にあつては規格K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102 43.1に定める方法	〃
	ふっ素	0.08	規格K0102 34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200 mlに硫酸10 ml、りん酸60 ml及び塩化ナトリウム10 gを溶かした溶液とグリセリン250 mlを混合し、水を加えて1, 000 mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1c)(注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び付表7に掲げる方法	〃
	ほう素	0.02	規格K0102 47.1、47.3又は47.4に定める方法	〃
	1, 4-ジオキサン	0.005	付表8に掲げる方法	〃
特殊項目	フェノール類	0.01	規格K0102 28.1に定める方法	昭和49年環境庁告示第64号
	銅	0.01	規格K0102 52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法	〃
	溶解性鉄	0.04	規格K0102 57.2、57.3又は57.4に定める方法	〃
	溶解性マンガン	0.01	規格K0102 56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	〃
	クロム	0.02	規格K0102 65.1に定める方法	〃

測 定 項 目		報告下限値 (mg/L)	測 定 方 法	備 考
要 監 視 項 目	クロロホルム	0.006	日本産業規格(以下「規格」という)K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	平成5年環境庁通知第121号
	トランスー1, 2ージクロロエチレン	0.004	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	〃
	1, 2ージクロロプロパン	0.006	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	〃
	pージクロロベンゼン	0.02	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	〃
	イソキサチオン	0.0008	付表1の第1又は第2に掲げる方法	〃
	ダイアジノン	0.0005	付表1の第1又は第2に掲げる方法	〃
	フェントロチオン(MEP)	0.0003	付表1の第1又は第2に掲げる方法	〃
	イソプロチオラン	0.004	付表1の第1又は第2に掲げる方法	〃
	オキシ銅(有機銅)	0.004	付表2に掲げる方法	〃
	クロタロニル(TPN)	0.005	付表1の第1又は第2に掲げる方法	〃
	プロピザミド	0.0008	付表1の第1又は第2に掲げる方法	〃
	EPN	0.0006	付表1の第1又は第2に掲げる方法	〃
	ジクロロボス(DDVP)	0.0008	付表1の第1又は第2に掲げる方法	〃
	フェノブカルブ(BPMC)	0.003	付表1の第1又は第2に掲げる方法	〃
	イプロベンホス(IBP)	0.0008	付表1の第1又は第2に掲げる方法	〃
	クロロニトロフェン(CNP)	0.0005	付表1の第1又は第2に掲げる方法	〃
	トルエン	0.06	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	〃
	キシレン	0.04	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	〃
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	付表3の第1又は第2に掲げる方法	〃
	ニッケル	0.001	規格59.3に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	〃
	モリブデン	0.007	規格68.2に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	〃
	アンチモン	0.002	付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	平成16年3月31日付け環水企発 040331003・環水土発040331005号
	塩化ビニルモノマー	0.002	付表1に掲げる方法	〃
	エピクロロヒドリン	0.0004	付表2に掲げる方法	〃
	全マンガン	0.02	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。)	〃
	ウラン	0.0002	付表4の第1又は第2に掲げる方法	〃
	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	0.0000001	付表1に掲げる方法	令和2年5月28日付け環水大発 2005281・環水大土発2005282号
	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.0000002	付表1に掲げる方法	〃
	フェノール	0.001	付表1に掲げる方法	平成15年11月5日付け環水企発 031105001・環水管発031105001号
	ホルムアルデヒド	0.003	付表2に掲げる方法	〃
	4ーtertオクチルフェノール	0.0001	付表1に掲げる方法	平成25年3月27日付け 環水大発1303272号
	アニリン	0.002	付表2に掲げる方法	〃
	2, 4ージクロロフェノール	0.003	付表3に掲げる方法	〃
そ の 他 の 項 目	アンモニア性窒素	0.02	規格K0102 42.1及び42.2に定める方法又は上水試験方法に掲げる方法	
	有機性窒素	0.05	上水試験方法に掲げる方法	
	硝酸性窒素	0.01	規格K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法	
	亜硝酸性窒素	0.01	規格K0102 43.1に定める方法	
	オルトリン酸性りん	0.003	規格K0102 46.1に定める方法	
	TOC	0.1	環水大発第120330018号別添3 「補足測定項目(TOC)の測定について」に掲げる方法	平成24年3月30日付け 環水大発第120330018号
	塩化物イオン	1	規格K0102 35に定める方法	
	陰イオン界面活性剤	0.01	規格K0102 30.1に定める方法	
	クロロフィルーa	0.001	上水試験法又は海洋観測指針に掲げる方法	
	トリハロメタン生成能	0.001	別表に掲げる方法に準ずる方法	平成7年環境庁告示第30号